

# 交渉速報

J R 貨物労組中央本部業務部

2023 年 11 月 1 日

No.3

**組合：輸送量が増加しているのは組合員が頑張っている証拠である  
収入未達は会社の責任であり手当抑制は許さない！**

**会社：要求の根拠に対して真摯に受け止め社内で議論していく**

## ～2023 年度年末手当交渉 第 2 回交渉報告～

中央本部は本日、第 2 回交渉を行ない「2023 年度年末手当の要求の根拠」を主張しました。主な内容は以下の通りです。

1. 円安やエネルギー価格の上昇による物価の高騰が今なお続いている。23 春闘で平均 1,000 円のベアを実施したが、JR 貨物の賃上げ率は低水準であり、組合員が満足に生活できる賃金水準に届いていない。会社は組合員の切実な声に耳を傾け、この間の労苦に報いるべきである。
2. 会社は、上半期の収入が計画値よりも大きく減収していることから、10 月期改定を行ない、計画を下方修正したが未達となっている。一方で、2024 問題が目前に迫っているが、職場は離職などによる要員不足や技術継承・教育体制の問題、老朽化した設備など様々な問題を抱えており、このままでは指定公共機関としての役割すら担えなくなる。会社はこれらの問題を早急に解決し、2024 問題やカーボンニュートラル施策に corres pond すべきである。
3. 組合員は、日々発生している輸送障害の中、安全で安定した輸送にむけて、苦勞しながら担っている。また、今夏はこれまでになく暑い日が続き、熱中症対策を講じながらの業務となり、求められる以上の業務を懸命に遂行し、安全作業に徹してきた。この組合員の労苦に会社は応えるとともに、計画の未達を理由に年末手当を抑制することは認められない。私たちの要求に対し、満額で応えるべきである。
4. 日本の物流の枠組みが大きく変わる中、KGI の目標（2025 年度コンテナ輸送必達目標 196 億トンキロ）と KPI・中期経営計画を達成させなければならない。その目標の達成を最先頭で担っている組合員のモチベーション向上が必要だ。また、離職防止・人材確保のために満額回答をすること。
5. 年末手当は極めて生活給としての要素が強いことを会社は重く受け止め、私たちの切実な要求である「基準内賃金×2.9 か月」を回答するべきである。

【次ページへ続く】

貨物労組の要求の根拠に対して会社は、「要求の根拠に対して真摯に受け止め、社内で議論していく」とし、次のように回答しました。

1. 物価が高騰していることは認識している。生活給の位置付けは否定しないが、現在収入が計画未達である。期末手当の支給に際しては、半期の業績、直近の状況、社員のがんばりにより判断する。ベアでは賃金が足りないという主張だが、ギリギリの中で判断している。
2. 離職者は今年の3月頃から増えだし、離職率は2.05%になった。コロナ後、採用市場が動き出した影響や中途採用市場も動き出したこともある。また、離職理由としては賃金の不満があることは否定しないが、多くの場合、退職理由として対人関係がある。現在の新規採用者募集は引き続き2次募集3次募集を行なっていく。
3. 災害規模にもよるがグループ含め社員は災害発生時、ここぞの力を発揮している。災害や輸送障害に対して社員のがんばりに感謝する。
4. 貴組合の要求の根拠をしっかりと受け止め、次回交渉において会社の考え方について示していく。

会社の考え方に対し、中央本部は以下の通り主張しました。

- (1) 上半期の輸送量は前年を上回っており、職場の作業量は上がっている。その中で営業をはじめ職場の組合員は必死に安全輸送を担ってきた。
- (2) これから冬季を迎えるが、燃料費や光熱費が高騰しており、組合員の生活はより一層厳しくなっている。年末手当は、すでに生活給の一部となっているのが実態である。
- (3) 会社からは「収入が厳しい」「赤字である」の言葉しか聞こえて来ず、組合員は不安に思っている。会社経営幹部は計画の達成にむけて何をしているのか明らかにして、その決意を示すこと。
- (4) 会社は、組合員がやる気を持って安全作業に取り組める労働条件や労働環境を整える責務がある。
- (5) 会社は、組合員のモチベーションの向上と労苦に対する姿勢を満額回答で示すべきである。

貨物労組の主張に対して会社は、「厳しい収入状況であるが、次回の交渉にむけて社内で議論していく」と回答しました。

本日の交渉以降、いよいよ「闘争ゾーン」に突入します。会社は、上半期の収入の未達や10月期改定後の厳しい経営状況を理由に、手当抑制姿勢を示しています。中央本部は要求満額獲得にむけて、総対話行動等で組合員から出された職場の苦労や生活実態を引き続き会社に訴えて行きます。回答指定日まで、職場からの創意工夫した取り組みを要請し、第2回交渉報告とします。

以上

次回、第3回交渉は11月10日（金）です。